

◎新潟県警察本部告示第75号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定め、令和2年11月27日以後に実施する採用選考考査から適用する。

令和2年11月27日

新潟県警察本部長 山本 有一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
採用選考考査の名称	開示する内容		
任期付職員採用選考考査	種目別得点及び総合ランク	採用選考考査の結果（合否） 通知日から1か月間	警察本部警務部警務課
臨時的任用職員採用選考考査	総合得点	〃	採用選考考査を実施した警察本部所属、警察学校及び警察署
会計年度任用職員（一般）採用選考考査	〃	〃	〃
会計年度任用職員（専門）採用選考考査（再雇用会計年度任用職員（専門）に係る採用選考考査を除く。）	〃	〃	〃